

健康証明書の検査項目一覧

受診コース：船員保険の生活習慣病予防健診の一般健診又は下記検査項目を全て受診する健康診断、人間ドック等

以下の検査項目を受診の上、当該実施機関所定の健診結果(コピ-)を提出して下さい。

健診結果で要再検・要精密検査の判定を受けた方は、当該検査項目について再検査を受け、その結果も一緒に送付してください。

検査項目	検査の内容
問診	
理学的検査	胸部聴打触診・腹部触診・膝蓋腱反射
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
	握力(右・左)
	遠距離視力(右・左)・色覚
聴力検査	簡易聴力検査
肺機能検査	肺活量
血圧測定	坐位・右上膊部
尿検査	糖・蛋白・潜血
糞便検査	便潜血反応(2日法)
心電図検査	安静時12誘導
血液 生化学的検査	血糖(空腹時)
	総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
	総ビリルビン・総蛋白量・GOT・GPT・ γ -GTP・アルカリフォスファターゼ・LDH
	尿酸・クレアチニン
血液学的検査 (一般検査)	赤血球数・白血球数・血色素量・ヘマトクリット値
胸部レントゲン検査	直接撮影
胃部レントゲン検査	直接撮影又は胃カメラも可

水先法施行規則

別表第一

(第九条の三、第十条、第十四条、第十五条関係)

身体検査標準表

検査項目	標準
視力 (5メートルの距離で万国視力表による。)	裸眼視力又は矯正視力が、一眼は0.8以上、他眼は0.6以上であること。
弁色力	色盲又は強度の色弱でないこと。
聴力	両耳共に5メートル以上の距離で耳語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	業務を行うに差し支える重い疾病又は身体機能の障害(心臓疾患、眼疾患、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の著しい疾病又は身体機能の障害をいう。)のないこと。